

第266回
日本高速道路保有・債務返済機構債券

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- 1 本独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構債券説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「第 266 回日本高速道路保有・債務返済機構債券（指定金融機関等限定）」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）（以下「機構法」という。）第 22 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
- 2 本債券は、政府保証の付されない公募債券（財投機関債）であり、いかなる意味においても政府の債務を表章するものではありません。
- 3 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により、同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構が任意に作成したものでありますが、投資判断は別に配布する日本高速道路保有・債務返済機構基本説明書（令和 2 年 10 月）（以下「基本説明書」という。）の記載事項もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。
なお、本説明書は、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく発行届出目論見書ではありません。
- 4 当機構の事業年度は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「通則法」という。）第 36 条第 1 項に定めるとおり、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わりますが、当機構は、機構法の施行により平成 17 年 10 月 1 日に設立されたため、その設立初年度となる平成 17 事業年度は、設立日である平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとなります。
- 5 当機構の財務諸表は、通則法、機構法のほか、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）を受けて開催された独立行政法人会計基準研究会において、平成 12 年 2 月 16 日に作成された「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等に基づき作成することとされております。かかる財務諸表は、通則法第 39 条の規定により、監事による監査のほか、会計監査人の監査を受けることとされております。
なお、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明は求められておりません。
- 6 当機構は、機構法に基づき新たに設立された独立行政法人であり、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の有する一切の権利及び義務は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）（以下「施行法」という。）第 15 条第 2 項の定めにより国及び出資地方公共団体が承継することとされた権利義務を除き、施行法第 14 条第 3 項の認可を受けた実施計画（同条第 4 項の認可があった場合には、変更後の実施計画を指すものとする。）に従い、当機構並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が承継しております。かかる権利義務の承継の内容については、基本説明書「発行者情報 第 1 発行者の概況 3 事業の内容 (1) 当機構の業務内容」をご参照下さい。

本説明書に関する問い合わせは、当機構経理部資金課（045-228-5966）までお願いします。

本説明書の目次

【証券情報】	1
【募集要項】	2
1 【新規発行債券】(32 年債)	2
2 【債券の引受け及び債券に関する事務の委託】(32 年債)	6
(別紙) 償還期日における本債券の利息の金額、及び経過利息の算出方法	7
3 【新規発行による手取金の使途】	10
【基本説明書の補完情報】	11

【証券情報】

【募集要項】

1 【新規発行債券】(32 年債)

銘 柄	第 266 回日本高速道路保有・債務返済機構債券(指定金融機関等限定)	振替債券の総額	金 15,000,000,000 円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	金 15,000,000,000 円
各債券の金額	1,000 万円の 1 種	申込期間	令和 3 年 4 月 21 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 0.871 パーセント(半年複利)。償還期日における本債券の利息の金額、及び経過利息の算出方法については後記(別紙)において定める。	払込期日	令和 3 年 4 月 28 日
利払日	令和 35 年 3 月 19 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和 35 年 3 月 19 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、償還期日を利払期日としてその日までの分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。 (3)償還期日後は、利息をつけない。 (4)本債券の利金は、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)(以下「振替法」という。)及び上記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。		
償還の方法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、令和 35 年 3 月 19 日にその全額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 (4)本債券の元金は、振替法及び上記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号)(以下「機構法」という。)の定めるところにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「当機構」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構は R&I から AA+ の信用格付を令和 3 年 4 月 21 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズから A1 の信用格付を令和 3 年 4 月 21 日付で取得している。 ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（http://www.moodys.co.jp/）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100
------------	---

	2. 各債券の形式 本債券は、その全部について振替法第 66 条第 2 号の規定に基づき振替法の適用を受けることとする旨を定めた債券であり、同法第 67 条第 1 項の規定に基づき本債券の券面を発行することができない。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失い、本債券を別記「償還の方法」欄第 1 項に定める償還金額に未払い経過利息を付した金額で、直ちに償還する。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」又は「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒しないとき。 (2) 当機構が本債券以外の債券又は機構法第 15 条第 1 項の規定に基づき債務引受を行った社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。 (3) 当機構が債券を除く借入金債務（当機構が債務引受を行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。 (4) 当機構が解散することを定める法令及び解散期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 箇月前迄に、本債券の債務の総額につき他の法人に承継されることを定める法令が公布されないとき。 (5) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者が利害を有し、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合には、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
--	--

	(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。 7. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 当機構は、機構法の定める当機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、募集の受託会社にこれを通知する。 (3) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 8. 追加発行 当機構は、随時、本債券の債権者の同意なしに、本債券と発行価額を除く全ての点において同じ要項を有し、本債券と併合されることとなる債券（以下「追加債券」という。）を追加発行することができる。追加債券の発行日以降、本要項に関する各規定は、当該追加債券にも及ぶものとする。 9. 募集及び募入方法 本債券の募集は、本債券を取得した者が本債券を以下に定める指定金融機関等（以下「指定金融機関等」という。）以外の者に譲渡を行わないことを条件として、指定金融機関等である者に限定して一般募集し、応募超過の場合は引受並びに募集の取扱会社が適宜募入額を定める。 (1) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）（以下「特別措置法」という。）第 8 条第 1 項に規定する金融機関。
--	--

	(2)特別措置法第8条第2項に規定する金融商品取引業者等。 (3)特別措置法第8条第3項に規定する内国法人。 (4)所得税法（昭和40年法律第33号）（以下「所得税法」という。）第176条第1項に規定する内国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者。 (5)所得税法第180条の2第1項に規定する外国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者。 (6)所得税法第11条第1項に規定する同法別表第一に掲げる内国法人であって同条第3項の適用を受ける者。 10. 発行代理人及び支払代理人 株式会社三井住友銀行
--	---

2【債券の引受け及び債券に関する事務の委託】（32年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 野村證券株式会社 SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	百万円 9,000 1,500 1,500 1,500 1,500	
	計		15,000	
債券に関する事務の委託	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

(別紙) 償還期日における本債券の利息の金額、及び経過利息の算出方法

債券の名称	第 266 回 日本高速道路保有・債務返済機構債券(指定金融機関等限定)
発行日	令和 3 年(2021 年)4 月 28 日
償還期日	令和 35 年(2053 年)3 月 19 日
発行額	150 億円
利率	年 0.871 パーセント(半年複利)
利払期日	令和 35 年(2053 年)3 月 19 日
償還期日時点利子額 (1 円あたり)	0.3193669 円 (注) 償還期日時点利子額については、下記に記載の経過利息算出式に準じて算出しており、実額である。

本債券の利払期日は令和 35 年(2053 年)3 月 19 日のみであるが、本債券の経過利息を算出することが必要となった場合には、下記の経過利息算出式を適用するものとする。

経過利息算出式	$\text{経過利息金額(1 円あたり)} = \text{利払係数} \times \{1 + \text{利率} \times (\text{経過日数}/365)\} - 1$ (注 1)「利払係数」及び「経過日数」については以下に規定する。 (注 2)「$1 + \text{利率} \times (\text{経過日数}/365)$」の算出結果及び上記経過利息算出式による算出結果については、小数点以下第 8 位を切り捨てとする。
見做利払日	発行日の翌日から償還期日までの期間における毎年 4 月 28 日及び 10 月 28 日
経過日数	経過利息を付すべき期間(以下「経過利息期間」とする。)の最終日の直前の見做利払日の翌日から経過利息期間の最終日までの実日数。ただし、経過利息期間の最終日が見做利払日に当たる場合には、経過日数は 0 日とする。また、経過利息期間の最終日が、初回の見做利払日(令和 3 年(2021 年)10 月 28 日)よりも前の日となる場合には、経過日数は発行日の翌日から経過利息期間の最終日までの実日数とする。
利払係数	$\text{利払係数} = (1 + \text{利率}/2)^n$ n = 発行日の翌日から経過利息期間の最終日までに到来する到来済みの見做利払日の回数(経過利息期間の最終日が見做利払日に当たる場合には、当該見做利払日も回数に含む。) (注) 上記算出結果については、小数点以下第 8 位を切り捨てとする。

以下に記載する利払係数及び経過利息金額（1 円あたり）は、経過利息算出の参考のために、各経過利息期間の最終日が見做利払日（4 月 28 日又は 10 月 28 日）となる場合について、経過利息算出式を各経過利息期間の最終日毎に適用して算出した参考情報である。

見做利払日	見做利払日 の回数 (n)	経過利息期間 の最終日	経過日数	利払係数	経過利息金 額 (1 円あたり、 単位は円)
2021/10/28	1	2021/10/28	0	1.0043550	0.0043550
2022/4/28	2	2022/4/28	0	1.0087289	0.0087289
2022/10/28	3	2022/10/28	0	1.0131219	0.0131219
2023/4/28	4	2023/4/28	0	1.0175341	0.0175341
2023/10/28	5	2023/10/28	0	1.0219654	0.0219654
2024/4/28	6	2024/4/28	0	1.0264161	0.0264161
2024/10/28	7	2024/10/28	0	1.0308861	0.0308861
2025/4/28	8	2025/4/28	0	1.0353756	0.0353756
2025/10/28	9	2025/10/28	0	1.0398847	0.0398847
2026/4/28	10	2026/4/28	0	1.0444134	0.0444134
2026/10/28	11	2026/10/28	0	1.0489618	0.0489618
2027/4/28	12	2027/4/28	0	1.0535301	0.0535301
2027/10/28	13	2027/10/28	0	1.0581182	0.0581182
2028/4/28	14	2028/4/28	0	1.0627263	0.0627263
2028/10/28	15	2028/10/28	0	1.0673545	0.0673545
2029/4/28	16	2029/4/28	0	1.0720028	0.0720028
2029/10/28	17	2029/10/28	0	1.0766714	0.0766714
2030/4/28	18	2030/4/28	0	1.0813603	0.0813603
2030/10/28	19	2030/10/28	0	1.0860696	0.0860696
2031/4/28	20	2031/4/28	0	1.0907994	0.0907994
2031/10/28	21	2031/10/28	0	1.0955499	0.0955499
2032/4/28	22	2032/4/28	0	1.1003210	0.1003210
2032/10/28	23	2032/10/28	0	1.1051129	0.1051129
2033/4/28	24	2033/4/28	0	1.1099256	0.1099256
2033/10/28	25	2033/10/28	0	1.1147594	0.1147594
2034/4/28	26	2034/4/28	0	1.1196141	0.1196141
2034/10/28	27	2034/10/28	0	1.1244901	0.1244901
2035/4/28	28	2035/4/28	0	1.1293872	0.1293872
2035/10/28	29	2035/10/28	0	1.1343057	0.1343057
2036/4/28	30	2036/4/28	0	1.1392456	0.1392456
2036/10/28	31	2036/10/28	0	1.1442070	0.1442070
2037/4/28	32	2037/4/28	0	1.1491900	0.1491900
2037/10/28	33	2037/10/28	0	1.1541948	0.1541948
2038/4/28	34	2038/4/28	0	1.1592213	0.1592213
2038/10/28	35	2038/10/28	0	1.1642697	0.1642697
2039/4/28	36	2039/4/28	0	1.1693401	0.1693401
2039/10/28	37	2039/10/28	0	1.1744326	0.1744326
2040/4/28	38	2040/4/28	0	1.1795472	0.1795472
2040/10/28	39	2040/10/28	0	1.1846841	0.1846841
2041/4/28	40	2041/4/28	0	1.1898434	0.1898434
2041/10/28	41	2041/10/28	0	1.1950252	0.1950252

見做利払日	見做利払 日 の回数 (n)	経過利息期間 の最終日	経過日数	利払係数	経過利息金 額 (1 円あたり、 単位は円)
2042/4/28	42	2042/4/28	0	1. 2002295	0. 2002295
2042/10/28	43	2042/10/28	0	1. 2054565	0. 2054565
2043/4/28	44	2043/4/28	0	1. 2107063	0. 2107063
2043/10/28	45	2043/10/28	0	1. 2159789	0. 2159789
2044/4/28	46	2044/4/28	0	1. 2212745	0. 2212745
2044/10/28	47	2044/10/28	0	1. 2265932	0. 2265932
2045/4/28	48	2045/4/28	0	1. 2319350	0. 2319350
2045/10/28	49	2045/10/28	0	1. 2373001	0. 2373001
2046/4/28	50	2046/4/28	0	1. 2426885	0. 2426885
2046/10/28	51	2046/10/28	0	1. 2481004	0. 2481004
2047/4/28	52	2047/4/28	0	1. 2535359	0. 2535359
2047/10/28	53	2047/10/28	0	1. 2589950	0. 2589950
2048/4/28	54	2048/4/28	0	1. 2644780	0. 2644780
2048/10/28	55	2048/10/28	0	1. 2699848	0. 2699848
2049/4/28	56	2049/4/28	0	1. 2755155	0. 2755155
2049/10/28	57	2049/10/28	0	1. 2810704	0. 2810704
2050/4/28	58	2050/4/28	0	1. 2866495	0. 2866495
2050/10/28	59	2050/10/28	0	1. 2922528	0. 2922528
2051/4/28	60	2051/4/28	0	1. 2978806	0. 2978806
2051/10/28	61	2051/10/28	0	1. 3035329	0. 3035329
2052/4/28	62	2052/4/28	0	1. 3092098	0. 3092098
2052/10/28	63	2052/10/28	0	1. 3149114	0. 3149114

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
15,000,000,000 円	81,312,000 円	14,918,688,000 円

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額 14,918,688,000 円は、全額を機構法第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める業務に充当する予定です。

【基本説明書の補完情報】

【基本説明書の補完情報】

1. 基本説明書に記載された内容について、基本説明書の作成日以降、現在（令和3年4月21日）までの間において生じた変更は以下のとおりです。なお、変更箇所は下線で示しております。

（1）基本説明書 33 頁

5 【経営上の重要な契約等】

（変更前）

年 度	主な協定変更の内容等
令和2事業年度	・生産性の向上のための新名神高速道路の6車線化整備の追加 ・暫定2車線区間における4車線化等の追加 ・中京圏の新たな高速道路料金の導入 ・首都高日本橋区間の地下化への見直し ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした休日割引の適用に関する見直し ・東京2020オリンピック、パラリンピック競技大会の実施期間変更に伴う首都高速の料金施策適用期間についての見直し

（変更後）

年 度	主な協定変更の内容等
令和2事業年度	・生産性の向上のための新名神高速道路の6車線化整備の追加 ・暫定2車線区間における4車線化等の追加 ・中京圏の新たな高速道路料金の導入 ・首都高日本橋区間の地下化への見直し ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした休日割引の適用に関する見直し ・東京2020オリンピック、パラリンピック競技大会の実施期間変更に伴う首都高速の料金施策適用期間についての見直し ・スマートインターチェンジの追加 ・<u>全国路線網に属する高速道路に係る債務引受限度額の見直し</u> ・<u>料金徴収期間の延長</u> ・<u>社会情勢を踏まえた貸付料の見直し</u> ・<u>暫定2車線区間における4車線化の追加</u> ・<u>全国路線網及び地域路線網に属する高速道路に係る債務引受限度額の見直し</u>